

盛岡地域福祉センター虐待防止のための指針

1 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は、高齢者及び障がい者等（以下「利用者」という。）の尊厳を害する人権侵害であり、犯罪行為である。盛岡地域福祉センター（以下「事業所」という。）は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）並びに障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）の理念に基づき、利用者の権利利益を擁護するとともに虐待の早期発見及び早期対応に努め、虐待に該当する次のいずれの行為も行わない。

（１）身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

（２）性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。

（３）心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（４）放棄・放置

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による前第１号から第３号に掲げる行為と同様の行為の放置その他利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

（５）経済的虐待

利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

（１）虐待防止・身体拘束適正化委員会の設置

ア 利用者に対する虐待の防止、身体拘束の適正化等に係る取組を推進し、利用者の権利擁護を図るため、虐待防止・身体拘束適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

イ 委員会は、３月に１回以上開催し、次の事項を協議する。

（ア）虐待防止のための指針等の策定、整備及び改正に関すること。

（イ）虐待防止のための職員教育・研修に関すること。

（ウ）虐待防止のためのチェック、モニタリング、相談、報告等体制整備に関すること。

（エ）虐待発生時及びその疑いが生じた場合の検証、再発防止策の検討及び検討内容の職員への周知・徹底に関すること。

ウ 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織し、委員長は所長を、副委員長は副所長をもって充てる。

委員は、主査、主任、サービス管理責任者、生活相談員、看護師及び他所長が必

要と認めた職員をもって充てる。

エ 虐待防止・身体拘束適正化委員会の庶務は、サービス管理責任者及び生活相談員が処理する。

(2) 虐待防止責任者等

ア 事業所に虐待防止責任者及び虐待防止担当者を置く。

イ 虐待防止責任者は所長を、虐待防止担当者は副所長をもって充てる。

ウ 虐待防止責任者は、職員に対して、虐待防止のための定期的な研修を実施し又は自治体等が実施する研修を受講させるほか、自らが虐待防止のための研修を積極的に受講する等により、利用者の権利擁護を推進するとともに虐待防止・身体拘束適正化委員会で検討された内容を職員に周知・徹底する。

エ 虐待防止担当者は、虐待防止責任者を補佐し、虐待防止責任者に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 虐待防止のための職員教育・研修に関する基本方針

支援に携わる全ての職員に対し、虐待防止と人権を尊重した支援を実施するため、次の研修を行う。

(1) 定期的な教育・研修（年2回以上）

(2) 新任職員に対する教育・研修

(3) その他必要な教育・研修（自治体等が実施する研修会等への参加・伝達等）

4 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

(1) 虐待又はその疑い（以下「虐待等」という。）が発生した場合は、速やかに盛岡市担当課等に通報するとともに、その要因の除去に努める。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、警察、盛岡市担当課等の協力を得て被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

(3) 虐待等の事案について、その全ての案件を委員会に報告するとともに、社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団が設置する虐待防止・身体拘束適正化委員会（以下「法人委員会」という。）に報告する。

5 虐待発生時の対応に関する基本方針

(1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待等を発見した場合は、サービス管理責任者又は生活相談員に報告する。虐待者がサービス管理責任者又は生活相談員本人である場合は、虐待防止担当者又は虐待防止責任者に報告する。

(2) サービス管理責任者又は生活相談員は、前号の報告があった場合、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待を行った職員等に事実確認を行う。虐待者がサービス管理責任者又は生活相談員の場合は、虐待防止担当者又は虐待防止責任者がこれを行う。

また、必要に応じ、関係者から事情を聴取するとともに、これらの確認の経緯は、別紙1「虐待等報告書」により、時系列で概要を整理し、電磁的記録等により記録する。

- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると認められる場合は、当事者に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じるとともに、本人及び家族等に説明し、盛岡市担当課に通報及び支給決定市町村に連絡する。
- (4) 事実確認の内容及び虐待等発生した経緯を踏まえ、委員会及び法人委員会において当該事案が発生した事由を検証し、原因の除去と再発防止策を講じたうえで、職員に周知・徹底する。

6 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者及び家族に対し、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じ行政機関等の関係窓口、介護支援専門員及び相談支援専門員等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談は、苦情受付担当者が受け付け内容を把握し、苦情解決責任者に報告する。
- (2) 苦情受付担当者は、相談者及び関係者の人権、尊厳、プライバシー、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って、冷静かつ迅速、正確及び丁寧な対応を行う。
- (3) 苦情相談の対応結果は、相談者に報告する。

8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、利用者及び家族に虐待防止への理解と協力を得るため、事業所のホームページに掲載し、利用者等がいつでも閲覧できるよう公表に努める。

9 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

- (1) この指針、「障害者虐待の防止に向けた取り組み」及び「苦情対応マニュアル」に基づき、利用者の権利利益を擁護するとともに虐待の早期発見及び早期対応に努める。
- (2) 権利擁護及び利用者の虐待防止等のため、内部研修のほか外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努める。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和8年7月1日から施行する。